

協会けんぽ
埼玉支部

健康保険委員だより

受診の
お願い

「要治療」「要精密検査」の項目があったら、必ず医療機関へ！

お手紙やお電話でご本人様に医療機関への受診を勧めております！

血圧・血糖・脂質に関する健診結果が「要治療」、「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方のうち、以下の表の数値に該当する方にお手紙やお電話で医療機関の受診を勧めております。



<対象となる検査数値>

血圧		血糖		脂質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDL コレステロール
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126 mg/dL 以上	6.5%以上	180 mg/dL 以上

※通知参考イメージ

対象となる検査項目を
放置するとこんな**リスク**が…

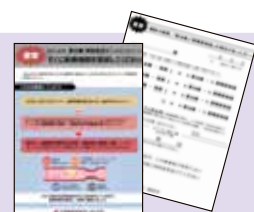
★狭心症 ★脳梗塞 ★心筋梗塞 ★糖尿病 等

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。治療が必要と判定された場合は、医療機関への受診をお勧めいたします。

事業主様へ

対象の従業員様に、医療機関への受診についての積極的なお声がけをお願いいたします。

お声がけ用フォーマットをご用意しております。ぜひご活用ください！▶



お知らせ

健康保険委員研修会を開催いたします！

日時 ▶ 令和7年1月21日(火) 14:30～16:30

会場 ▶ 大宮ソニックシティ市民ホール

定員 ▶ 先着 100 名

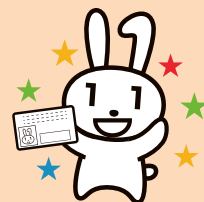
参加
無料

プログラム

❖マイナ保険証の利用について

❖メンタルヘルス対策は基本が大事

～セルフケアとラインケア シーン別取組のポイント～



申し込み方法や詳細については、同封のチラシをご覧ください。

ご周知
ください

仕事中や通勤途中のケガや病気の治療に 健康保険は使用できません

健康保険法第1条により、仕事中や通勤途中に被ったケガや病気の治療には健康保険を使用することができません。医療機関を受診する場合は、労災保険の対象となります。負傷した原因を医療機関に必ず伝え、労災保険扱いで診療を受けていただきますよう、従業員様への周知にご協力をお願いいたします。

仕事中・通勤途中

労災保険

業務外

健康保険

！ 個人や勤務先の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。
仕事中や通勤途中に負傷した場合など、労災に関するお問い合わせは、**管轄区域の労働基準監督署**へお願いいたします。

協会けんぽホームページにて、お客様からのご相談・お問合せが多い事例について掲載しておりますので、ぜひご覧ください！



ご協力の
お願い

令和7年1月下旬から、従業員(被保険者)様とご家族(被扶養者)様の「医療費のお知らせ」を事業所あてにお送りいたします。

今回の「医療費のお知らせ」への掲載期間:主に令和5年9月から令和6年8月までに受診された分※個人情報が含まれております。開封せずに、従業員の皆様にお渡しいただきますようお願いいたします。

Q 退職した方が届くのはなぜ？

A 令和6年11月上旬に送付対象者を抽出しているため、その後退職等のお手続きが行われた場合は送付されることとなります。
お手数ですが、送付時に同封する返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

Q 医療費控除の申告手続きに使用したいが、令和6年9月以降の受診はどうすればよい？

A 令和6年9月診療分から12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づいて、ご申告いただく必要がございます。
※確定申告(医療費控除)に関する内容については、税務署にお問い合わせください。

■受診された医療機関や実際にかかった医療費を確認していただくとともに、健康保険への関心を高めていただくことを目的として、健康保険を使って受診された医療機関にかかる医療費の内訳等をお知らせしております。

■対象の期間に診療を受けていない方などにはお送りしていません。

協会けんぽホームページにて、お客様からのお問合せが多い事例について掲載しておりますので、ぜひご覧ください！



全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ

〒330-8686
埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

電話
048-658-5919 (代表)